

○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（附則第五十四条関係）

改正案	現行
（許可の基準） 第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。 一・二 （略） 三 この法律、信託業法（大正十一年法律第六十五号）、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、<u>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</u>、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）</u>若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人	（許可の基準） 第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。 一・二 （略） 三 この法律、信託業法（大正十一年法律第六十五号）、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、<u>証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</u>、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）</u>若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人

四六（略） 2（略） （銀行、信託会社等の適用除外） 第四十八条（略） 2 第三章の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行並びに投資信託及び投資法人に関する法律第十八項に規定する投資信託委託業者（同条第四項に規定する証券投資信託の信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。）については、適用しない。	四六（略） 2（略） （銀行、信託会社等の適用除外） 第四十八条（略） 2 第三章の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行並びに証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条に規定する証券投資信託委託業者（その信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。）については、適用しない。
---	--